

○財務省令第三十七号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第二百一十一号）の施行に伴い、関税込率法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税込率法施行規則の一部を改正する省令

関税込率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
配合飼料	配合割合	配合飼料	配合割合
一 脱脂粉乳、ホエイ	[略]	[同上]	[同上]
及び調製ホエイの含	[略]		[同上]

有量の合計が全重量  
の三〇%以上のもの

飼料添加物を定める件  
(昭和五十一年農林省  
告示第七百五十号)に  
より定められた飼料添  
加物(飼料及び飼料添  
加物の成分規格等に關  
する省令(昭和五十一年  
農林省令第三十五号  
)別表第一の一の(一)の  
表に掲げる飼料添加物  
を除く。)であつて、  
食品衛生法(昭和二十  
二年法律第二百三十三  
号)第十二条により使

飼料添加物を定める件  
(昭和五十一年農林省  
告示第七百五十号)に  
より定められた飼料添  
加物(飼料及び飼料添  
加物の成分規格等に關  
する省令(昭和五十一年  
農林省令第三十五号  
)別表第一の一の(一)の  
表に掲げる飼料添加物  
を除く。)であつて、  
食品衛生法(昭和二十  
二年法律第二百三十三  
号)第十条により使用

備考 表中の「」の記載は注記である。	
「二〽四 略」	用が禁じられている添加物を含むこと。
「略」	
「二〽四 同上」	が禁じられている添加物を含むこと。
「同上」	

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。